

令和5年度

住宅安心リフォーム支援事業 Q&A

1. 制度の概要、補助対象について……………P.1
2. 補助金額、補助金交付申請について……………P.4
3. 工事着手、変更申請、事業中止（廃止）について……………P.5
4. 工事完了～補助金支払いについて……………P.6
5. 交付決定の取消しについて……………P.7

1. 制度の概要、補助対象について

Q1-1. 制度の創設目的は？

A1-1. 市民に住み慣れた住宅に安心して住み続けていただくとともに、地域経済の活性化を図ることを主な目的としています。

Q1-2. 補助金を受けるための条件はありますか？

A1-2. 市内にお住まいの方で、次の条件をすべて満たす必要があります。（以下、「補助対象者」という。）

1. 市内に住民登録を行っている方
2. 補助を受けようとする工事について、市の他の補助金を受けようとしていない方
3. 市税の滞納がない方
4. 補助金を受ける方の世帯全員の前年度の所得合計金額が 550 万円未満の方
5. 現に居住の用に供している住宅の所有者又は所有者と親子関係にある方など
6. 過去に本補助金を受けたことがない方

（補助金の申請は、同一住宅および同一申請者について 1 回を限度）

Q1-3. 所得合計金額 550 万円未満とは収入ですか？

A1-3. いいえ、違います。

所得とは、収入から必要経費を差し引いた額です。

参考例：給与所得者がサラリーマン一人の世帯

所得金額が 550 万円の場合、収入にすると約 744 万円になります。

Q1-4. 世帯全員の所得合計金額が 550 万円未満というのは、二世帯住宅の場合はどのように計算しますか？

A1-4. 申請しようとしている方の世帯全員の所得合計金額となります。

Q1-5. 住宅の所有者と親子関係にある者などとは、親子関係以外ではどのような場合が該当しますか？

A1-5. 住宅所有者の配偶者や住宅所有者が補助対象者の祖父母、孫の場合です。

直系親族の 2 親等以内の者が補助対象になるため、兄弟の場合は該当しません。

住宅所有者が補助対象者の親族の場合は、親族であることを証明していただく必要があります。

Q1-6. 対象となる住宅はどのような条件がありますか？

A1-6. 補助対象者が居住している市内の住宅です。

Q1-7. マンションなどのリフォームも対象となりますか？

A1-7. マンションなどの集合住宅は補助対象者が専有する部分のみが対象となりますが、賃貸マンションのリフォームは補助対象外となります。

Q1-8. 併用住宅のリフォームも対象となりますか？

A1-8. 併用住宅の場合は補助対象者の居住する部分のみが対象となります。

Q1-9. 市内に住民登録をしていれば、居住していない住宅も対象となりますか？

A1-9. 現在居住している住宅が対象となりますので、居住していない住宅(空き家など)は対象とはなりません。

Q1-10. 現在は居住しておらず、リフォーム後に転居を考えています。補助の対象になりますか？

A1-10. 現在居住している住宅が対象となりますので、リフォーム後に転居をする場合でも対象とはなりません。

Q1-11. 親族が所有するマンションに居住していますが、補助対象となりますか？

A1-11. マンションの所有者が申請者の親族であることを証明していただければ補助対象となります。

Q1-12. 補助対象工事とはどのようなものですか？

A1-12. 次の条件をすべて満たす工事が対象となります。

1. 補助の対象となる工事費が20万円(税込み)以上の工事
2. 市内に本店を有する施工業者又は市内に住所を有する個人の施工業者が行う工事
3. 交付決定のあった年度の3月15日までに完了する工事
4. 補助金の交付決定後に着工する工事

Q1-13. 補助対象経費とは？

A1-13. 補助対象工事を行うための総工事費(税込み)です。

ただし、下記に示す補助対象外工事は補助の対象とはなりません。

リフォーム工事に補助対象外工事が含まれている場合は、総工事費(税込み)から補助対象外工事費(税込み)を差し引いた額が補助対象経費となります。

(補助対象外工事)

1. 新築、改築及び増築工事
2. 門扉、塀及び造園工事等の外構工事
3. 家庭用電化製品、家具、カーテン等の備品購入費及び取付け費
4. 地上デジタル放送対応アンテナ設置工事及びケーブルテレビ等の加入費
5. 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事
6. 工事を伴わない設備等の設置
7. 解体工事 (補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く)
8. 下水道事業計画区域内の浄化槽設置工事
9. 下水道接続工事に係る屋外から公共桟までの接続工事
10. 市の他の制度による補助を受けようとしている工事
11. その他、補助対象工事として認められない工事

Q1-14. 工事を伴わない設備等の設置とはどんなものなのか？

A1-14. 取付けに工事を必要としない設備の設置です。(例：足元灯の設置、電気式ヒーター設置など)

Q1-15. 浄化槽設置工事は補助対象になりますか？

A1-15. 下水道事業計画区域内における浄化槽の設置工事は補助対象となりませんが、事業計画区域外であれば補助対象となります。

なお、合併処理浄化槽への転換に関する補助金については、下水道課にも別途補助制度がございますので、詳しくは下水道課までお問い合わせ下さい。

Q1-16. 下水道接続工事は補助対象になりますか？

A1-16. 屋外から公共柵までの接続工事については補助対象となりません。屋内の配管工事については補助対象となります。

Q1-17. 過去に他の制度による補助金を受けて改修工事を行っているが申込みは可能ですか？

A1-17. 過去に他制度の補助金を受けていても、申込みは可能です。同時に他の補助金を受けようとしている場合は、申請時に市担当者にお知らせ下さい。

Q1-18. 市内に本店を有する施工業者又は市内に住所を有する個人の施工業者とは？

A1-18. 次のいずれかに該当する者としています

1. 市内に本店が所在するものとして商業登記されている法人の事業者
2. 市内に住所を有する個人事業者

注) 市内に支店のみ有する施工業者は対象とはなりません

Q1-19. 市内に本店を有する施工業者又は市内に住所を有する個人の施工業者の確認方法は？

A1-19. 補助金交付申請時に、施工業者の本社もしくは本店の所在地を記入していただき、市で確認します。

市で確認できない場合は、証明できる書類を別途提出していただくことがあります。

工事費領収書に記載する施工業者の住所が、鳴門市内の住所となる必要があります。

Q1-20. 同一敷地内に住宅が2棟ある場合、両方とも補助対象になるのですか？また、補助金を受けた翌年に別の棟の住宅を申請することはできますか？

A1-20. 申請できるのはどちらか1棟の住宅になります。

2. 補助金額、補助金交付申請について

Q2-1. 補助金の交付額は？

A2-1. 補助対象経費の20%を限度とし、最大20万円です。

ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

Q2-2. 工事が重複していなければ補助金は何回でも受けられますか？

A2-2. 今年度の住宅安心リフォーム補助金の交付は、同一住宅、同一補助対象者について、1回を限度としています。これまでに補助金を受けられた方は、この制度を利用することが出来ません。

Q2-3. 共有名義の住宅は、共有者それぞれが補助金を受けられますか？

A2-3. 共有名義の住宅については共有者のうち1人に1回を限度として、補助金を受けることができます。

Q2-4. 申請する際にどのような手続きを行うのですか？

A2-4. 補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出していただきます。

1. 改修計画書（様式第2号）
2. 工事費見積書の写し（補助対象経費が明確に分かる明細書を添付してください）
3. 補助対象工事を行う予定箇所の写真
4. 位置図及び補助対象工事の内容が分かる図面
5. 補助対象工事を行う箇所の見取り図
6. 住宅所有者の承諾書（様式第3号）（住宅所有者が申請者以外の場合に必要）
7. その他、市長が特に必要と認める書類

Q2-5. 住宅所有者の承諾書（様式第3号）はどのような場合に必要ですか？

A2-5. 対象となる住宅の所有者が、申請者以外の場合に必要となります。

Q2-6. 市税の滞納状況や世帯構成などを証明する書類は、申請者が用意する必要がありますか？

A2-6. いいえ。補助金交付申請書は市の調査に同意する意志確認も兼ねていますので、市で調査いたします。その他にも世帯全員の所得合計金額や他の補助金制度の活用状況についても市で調査します。

Q2-7. 見積書の書式などは決まっていますか？

A2-7. 見積書の書式などは決まっておりませんので、施工業者が作成する見積書を提出して下さい。

Q2-8. 補助金交付申請の受付期間は？

A2-8. 4月1日から予定しています。

先着順のため、予定戸数に達した段階で受付終了になります。

Q2-9. 見積書に、補助対象工事以外の工事が含まれていてもよいですか？

A2-9. はい。ただし、補助対象工事と他の工事を分離した内訳明細書を添付してください。

Q2-10. 補助金交付申請時に前年度の所得を証明する書類は必要ですか？

A2-10. いいえ。世帯全員の所得合計金額については、申請者に同意していただいたうえで市で調査します。

Q2-11. 申請する以前まで鳴門市外に居住していました。その場合、鳴門市が所得の確認してくれるのですか？

A2-11. 鳴門市において所得の確認が出来ない場合は、ご本人様が居住されていた市町村にて、所得を証明する書類を取得していただくようになります。

Q2-12. 併用住宅の非居住部分を含めた建物全体を改修する場合、補助金の額の算定方法は？

A2-12. 全体工事費（税込み）に、居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た値を乗じて得た額を補助対象経費とし、この額の20％に相当する額を補助金の額とします。ただし、20万円を上限とし、千円未満の端数がある場合は切り捨てた額とします。
全体工事費×（居住部分の床面積÷建物全体床面積）＝補助対象経費
補助対象経費×20％＝補助金の額（20万円を限度 千円未満切り捨て）

3. 工事着手、変更申請、事業中止（廃止）について

Q3-1. 補助金交付申請書を提出後、いつごろ工事に着手できますか？

A3-1. 書類審査等の後、交付の可否や交付決定金額について補助金交付決定通知書（様式第4号）にて通知しますので、交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。

Q3-2. 補助金交付決定後、工事内容が変更になった場合の手続きについて教えてください。

A3-2. 交付決定額に変更がなく、工事内容のみの変更の場合は事業変更承認申請書（様式第5号）、交付決定額に変更がある場合は事業変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添付して提出して下さい。後日、市から変更の決定について文書で通知いたします。

なお、申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金交付決定額は増額できません。

補助対象経費が減額となった場合は、補助金交付額を減額します。

Q3-3. 工事中に変更が生じて補助対象経費が増額になりました。補助金の増額は可能ですか？

A3-3. 申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金交付決定額は増額できません。

Q3-4. 補助金交付決定後、事業を中止又は廃止する場合の手続きについて教えてください。

A3-4. 工事を取り止める場合は、すみやかにまちづくり課まで連絡して下さい。

事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）に、中止または廃止の理由を記入し提出して下さい。

後日、市から事業の中止または廃止の決定について文書で通知いたします。

4. 工事完了～補助金支払いについて

Q4-1. 工事が完了しました。補助金の支払いまでの流れを教えてください。

A4-1. 工事が完了した日から30日以内または交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第13号）に必要書類を添付してまちづくり課に提出して下さい



提出された書類を審査し、お住まいの住宅へ現地調査にお伺いします



書類審査及び現地調査の結果、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第14号）を郵送いたします



補助金の額の確定通知を受け取った方は、補助金請求書（様式第15号）に補助金の額の確定通知書の写しを添えて、まちづくり課に提出して下さい



市から補助金を指定口座にお支払いします

Q4-2. 実績報告書に添付する書類はどのようなものですか？

A4-2. 以下の書類を添付して下さい。

1. 工事費請求書の写し（補助対象外工事が含まれる場合は、補助対象工事と分離した内訳明細書を添付して下さい）
2. 工事費領収書の写し
3. 補助対象工事完了後の写真
4. その他市長が特に認める書類

※領収書には収入印紙の貼付が必要です。

Q4-3. 市による現地調査はありますか？

A4-3. 実績報告書の提出後、市職員がお住まいの住宅の現地調査を行います。

また、補助金交付申請後、工事中にも必要に応じて現地調査を行うことがあります。

Q4-4. 補助金の振込み口座名義と申請者は同一でなくてもよいですか？

A4-4. 補助金の振込み口座名義は申請者と同一として下さい。

Q4-5. 請求金額が当初の見積金額から変更になりました。その場合は変更申請が必要になりますか？

A4-5. 下記の記載事項に該当する場合は、変更申請書の提出が必要になります。

- 補助対象経費が減額になり、それに伴い補助金額も減額になる場合
- 補助対象経費に該当する工事内容の項目が増える場合
(補助対象外経費の項目として計上する場合、変更申請は不必要)
- 補助対象経費に該当する各工事内容の単価が増額されている場合
(単価が減額されている場合、変更申請は不必要)

5. 交付決定の取消しについて

Q5-1. 補助金の交付決定が取り消されることはありますか？

A5-1. 申請書や提出書類の内容に偽りがあった場合や、補助金を他の目的に使用した場合など補助金交付決定の内容や条件に違反したときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すものとし、補助金交付決定取消通知書（様式第16号）にて通知します。

Q5-2. 補助金の支払い後に補助金の交付決定が取り消された場合、補助金は返還しないといけませんか？

A5-2. はい。補助金の返還が必要な場合は、補助金返還通知書（様式第17号）により通知します。